

令和6年度寒河江市高圧・特別高圧電気料高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気料高騰による影響を強く受け、厳しい経営環境に置かれている、大量の電力を必要とする市内の製造業事業者を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年寒河江市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業事業者 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における製造業を主たる事業とする事業者をいう。
- (2) 高圧電力 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第2号に規定する高圧をいう。
- (3) 特別高圧電力 電気設備に関する技術基準を定める省令第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、小売電気事業者との契約により高圧電力又は特別高圧電力の供給を受ける製造業事業者であること。
- (2) 令和6年1月から同年10月までの期間（以下「対象期間」という。）における1か月当たりの平均使用電力量が1万キロワット時以上の事業者又は特別高圧電力の供給を受ける事業者であること。

- (3) 今後も事業継続の意思があること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではないこと。
- (5) 寒河江市暴力団排除条例（平成 24 年市条例第 16 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (6) 市税等の滞納がない又は納税相談をしていること。

（支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、契約電力及び対象期間における 1 か月当たりの平均使用電力量に応じて、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の場合において、市内に複数の事業所を有する事業者にあつては、当該複数事業所の使用電力量の合計により算出するものとする。ただし、支援金の額は、214 万円を上限とする。

（支援金交付申請書兼実績報告書）

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条の規定にかかわらず、令和 6 年度寒河江市高圧・特別高圧電気料高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象期間における契約電力、使用電力量及び使用場所が確認できる書類
- (2) 市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第 2 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請書を提出することができる期間は、市長が別に定める期間とする。

（支援金の交付の決定等）

第 6 条 市長は、申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類等の審査に

より、当該申請に係る支援金の交付の可否を決定し、令和6年度寒河江市高圧・特別高圧電気料高騰対策支援金交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）又は令和6年度寒河江市高圧・特別高圧電気料高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書の提出があった場合は規則第14条の規定による報告とみなし、前項の規定により支援金の交付の決定を行ったときは規則第15条に規定する額の確定を行ったものとみなす。

（帳簿等の保管）

第7条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月5日から施行する。

別表

契約電力	平均使用電力量	支援金の額
高圧電力	1万kwh以上 2万kwh未満	10万円
	2万kwh以上 4万kwh未満	20万円
	4万kwh以上 6万kwh未満	40万円
	6万kwh以上 10万kwh未満	60万円
	10万kwh以上	100万円
特別高圧電力	一律	214万円